

かつらぎ町のパンフレットについて

	指摘部分	訂正要望等	検証結果
①	健康保険が使える場合と、使えない場合があります	柔道整復師(整骨院・接骨院)にかかる時、医師や柔道整復師の診断または判断により、健康保険が使える場合と、使えない場合があります。	行き過ぎた表現等もなく、誤解を与えることもないのではないか。
②	健康保険が使えるのは外傷性の負傷の場合に限られ、	医師や柔道整復師の診断又は判断により、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫で、内科的要因による疾患ではないもの	保険の対象範囲が外傷性の負傷に限られていることには間違いなく、また、該当部分の下に補足の説明もあることから、特に問題はないのではないか。
③	健康保険で施術を受けた場合は、療養費の申請のために「療養費支給申請書」に記載されている内容を確認して、必ず自分で署名する必要があります(くわしくは裏面をご覧ください)。	内閣参質168第15号 平成19年10月9日 第10項目にあるように「患者が来所した月の初めに署名を行い、当該申請書を作成する場合もあることは、厚生労働省も承知している。	基本的な考え方はパンフレットの記述のとおりであるが、現場での対応を考えれば、例えば、「療養費支給申請書」に記載されている内容を確認して、必ず自分で署名する必要があります」よりは、「原則として「療養費支給申請書」に記載されている内容を確認して、自分で署名する必要があります」といった書きぶりの変更が考えられる。 (なお、質問主意書答弁では、「当月の最後の施術の際に患者が1か月分の施術内容を確認した上で署名を行い、これを作成することが原則」との前置きがあるもの。)
	「療養費支給申請書」の内容をよく確認してから署名しましょう		
④	負傷の原因を正確に伝えましょう	負傷の原因や負傷日時が明確でない亜急性の損傷において正確に伝えることは不可能である。	(ケースによっては負傷原因を正確に伝えることが困難な場合があったとしても)保険の適切な適用の観点から、正当な記述であると考えられる。
⑤	柔道整復療養費が増え続け、国保や職場の健康保険などの財政を大きく圧迫しています。	平成22年度の国民医療費(以下 医療費)が374,202億円に対し柔道整復療養費(以下 療養費)は4,068億円で、当年度占有率は1.09%である。また、前年比伸び率は医療費3.9%に対し療養費1.1%で、上昇率を以てしても柔道整復療養費は国民医療費の1/3以下であることを厚労省資料から把握して頂きたい。	「大きく圧迫」しているという記述は、近年において柔道整復療養費の伸び率が国民医療費の伸び率を下回っていることとの関係で過剰な表現となっている面がある。